



県章

滋賀県公報

令和8年(2026年)
2月10日
第689号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課).....	1
道路区域の変更(道路保全課).....	1
道路の供用開始(道路保全課).....	2

○ 公 告

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の公告(農政課).....	2
浸水警戒区域の指定の案の縦覧公告(流域政策局).....	3

○ 病 院 事 業 庁 公 告

一般競争入札の公告.....	3
----------------	---

告 示

滋賀県告示第69号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和8年2月10日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
雇用支援センターきらっと	草津市大路二丁目11-15	社会福祉法人あすこみっと	草津市大路二丁目11-15	就労選択支援	令和8.2.1	2510600410
働き教育センター湖南	湖南市吉永302番地	学校法人関西福祉学園	京都府京都市伏見区竹田段川原町207番地	就労選択支援	令和8.2.1	2512300266
グループホームルミエル	近江八幡市鷹飼町1551番地セラヴィ	特定非営利活動法人ルミエル	野洲市大篠原91番地	共同生活援助	令和8.2.1	2520400132

滋賀県告示第70号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和8年2月10日から令和8年2月24日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月10日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の路線名	道路の区域		
	変更の	敷地	

種類		区 間	前後の 別	の 幅 員	延 長	備 考	
県道	豊郷停車場線	犬上郡豊郷町大字八目字八目 前128番21地先から	変更後	最小 6.9m } 最大 24.8m	227.4m	道路改良工事 (現道拡幅) に伴う道路区 域の変更	
		犬上郡豊郷町大字高野瀬字東 良439番4地先まで	変更前	最小 4.9m } 最大 16.5m	227.4m		
	北落豊郷線	犬上郡豊郷町大字上枝字八目 前50番地先から	変更後	最小 11.1m } 最大 19.6m	139.1m		道路改良工事 (現道拡幅) に伴う道路区 域の変更 重用路線 豊郷停車場線 L=6.7m
		犬上郡豊郷町大字上枝字八目 前120番3地先まで	変更前	最小 6.8m } 最大 17.3m	139.1m		

滋賀県告示第71号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和8年2月10日から令和8年2月24日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
大房東横関線	近江八幡市若宮町字横茶園469番2地先から 近江八幡市若宮町字横茶園468番2地先まで	令和8.2.10	L=23.2m

公 告

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の公告

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年2月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 農地の所在等

- (1) 所在および地番 高島市安曇川町下古賀字下川原2894番、高島市安曇川町下古賀字下川原2895番および高島市安曇川町下古賀字谷川尻2954番
- (2) 地目 田
- (3) 面積 678㎡、1,279㎡および2,997㎡

2 利用権の内容等

- (1) 内容 賃貸借

- (2) 始期 令和8年3月1日
- (3) 存続期間 10年2か月
- (4) 借賃に相当する補償金の額 84,200円
- 3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金 理事長 岸田英嗣 大津市松本一丁目2番20号
- 4 農地の所有者等の情報 農地の登記名義人が死亡し、その相続人も不明である。
- 5 補償金の支払の方法 利用権の始期までに大津地方法務局に補償金を供託すること。
- 6 補償金の還付 農地の所有者等は大津地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

浸水警戒区域の指定の案の縦覧公告

滋賀県流域治水の推進に関する条例(平成26年滋賀県条例第55号)第13条第1項の規定による浸水警戒区域の指定をしますので、同条第3項の規定により、次のとおり当該指定の案を縦覧に供する。

令和8年2月10日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 浸水警戒区域の指定をしようとする土地の区域
 - (1) 区域の所在地 近江八幡市安土町下豊浦
 - (2) 区域の表示 次の図のとおり
- 2 浸水警戒区域の指定をしようとする土地の区域における想定水位 次の図のとおり
- 3 浸水警戒区域の指定の案の縦覧の場所および縦覧の期間
 - (1) 縦覧の場所 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室および滋賀県東近江土木事務所ならびに近江八幡市危機管理課および近江八幡市都市整備部土木課に備え置いて縦覧に供する。
 - (2) 縦覧の期間 令和8年2月10日から令和8年2月24日まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)
- 4 意見書の提出の方法等
 - (1) 意見書の提出方法 持参、郵送、FAXまたは電子メールとする。
 - (2) 意見書を提出することができるもの 指定をしようとする区域の住民および利害関係人
 - (3) 意見書の記載事項 提出者の住所および氏名(法人その他の団体の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに意見の内容
 - (4) 意見書の提出期限および提出先
 - ア 提出期限 縦覧期間満了の日
 - イ 提出先 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 FAX 077-528-4904 電子メール ryuiki@pref.shiga.lg.jp(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室および滋賀県東近江土木事務所ならびに近江八幡市危機管理課および近江八幡市都市整備部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

病院事業庁公告

一般競争入札の公告

滋賀県立総合病院における核医学診断用装置の購入について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年2月10日

滋賀県病院事業庁長 正木 隆義

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品名および数量 核医学診断用装置 一式
 - (2) 購入物品の特質等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和9年2月26日(金)
 - (4) 納入場所 滋賀県立総合病院 守山市守山五丁目4番30号
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次の掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和7年滋賀県病院事業庁告示第2号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。

営業種目 大分類:物品 中分類:医療用機器・医療用品

新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (5) この公告に示した物品またはこれと同等のものを納入することができる者であること。

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書および仕様書に示した技術的要件を満たしていることを証するための書類。なお、仕様書に示した技術的要件を満たしていることを証するための書類は次のとおりとする。

ア 入札する物品のメーカー、製品名、型番および数量の一覧(仕様書「Ⅰ. 調達物品名および構成内容」に対応したもの。)

イ 技術的要件に対する対応状況を示す文書(仕様書「Ⅲ. 技術的要件」の各項目に対して説明し、それを証明するために必要な資料を添付すること。)

ウ 機器のカタログ、性能や機能の詳細を説明する文書等

エ その他 仕様書内で事前の提出を要求している書類

- (2) 提出期限 令和8年2月18日(水)15時まで

- (3) 提出場所 滋賀県立総合病院総務課用度係 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031

- (4) 提出方法

ア 持参による場合 必要とする書類を(2)に示す提出期限までに(3)に示す場所に持参すること。

イ 郵送による場合 必要とする書類を(2)に示す提出期限までに(3)に示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)。また、この場合の送料は、自己負担とする。

- (5) 入札に参加する資格を有するかどうかの審査の結果は令和8年2月25日(水)までに通知する。

- 4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先

ア 滋賀県物品・役務電子調達システム

イ 滋賀県立総合病院総務課用度係 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031 FAX 077-582-5931

ウ この入札に関する問い合わせはイに示す場所で受け付ける。

エ 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、令和8年2月18日(水)15時までにイに示す場所に書面で提出すること。提出された質問を確認した後、令和8年2月25日(水)までを目途に、滋賀県物品・役務電子調達システムの添付ファイルに回答を添付する。また、滋賀県立総合病院総務課にて掲示する。

- (2) 契約条項を示す期間

ア 滋賀県物品・役務電子調達システム 令和8年2月10日(火)から令和8年3月9日(月)まで

イ 滋賀県立総合病院総務課用度係 令和8年2月10日(火)から令和8年3月9日(月)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで

- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)アもしくはイに示す場所または郵送により交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

- (4) 入札説明会の日時および場所 行わない。

- (5) 入札書の提出期間 令和8年2月26日(木)から令和8年3月9日(月)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで。また、令和8年3月9日(月)は12時までとする。

- (6) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し(5)に示す入札書の提出期間内に入札すること。

イ 持参による場合 入札書を(5)に示す入札書の提出期間内に(1)イに示す場所に持参すること。

ウ 郵送による場合 入札書を(5)に示す入札書の提出期間内に(1)イに示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)。また、この場合の送料は、自己負担とする。

(7) 開札の日時および場所 令和8年3月9日(月)13時 滋賀県物品・役務電子調達システム

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県病院事業会計規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第18号)、滋賀県財務規則および滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号)の規定によるものとする。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県病院事業会計規程第95条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この入札に参加する者に必要な資格を有すると滋賀県病院事業庁が認めた入札参加者であって、滋賀県病院事業会計規程の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 入札参加者に要求される事項 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県病院事業庁から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。

(2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(4) 落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあつた場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。

(6) その他詳細は入札説明書、仕様書による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Nuclear medicine diagnostic equipment, 1 set

(2) Deadline for tender : 12 : 00, March 9, 2026

(3) For further information, contact : General Affairs Division, Shiga General Hospital, 5 - 4 - 30 Moriyama, Moriyama-shi, Shiga 524-8524 Japan TEL 077-582-5031

